

## 市第 27 号議案 横浜市屋外広告物条例の一部改正について

## 1 趣旨

近年、プロジェクションマッピングなどの新しい屋外広告物が、イベント時を中心に各都市で掲出されています。これらの屋外広告物は、フラッグ等の従来の屋外広告物とともにまちの賑わい形成に寄与することから、活用を推進することとし、イベント等で掲出される一定要件を満たす屋外広告物の規制を緩和します。

また、他都市において老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められていることから、屋外広告物が適正に管理されるよう規制を強化します。

## 2 改正概要

- (1) 活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事、催物等で掲出する屋外広告物について、市長との事前協議を義務付け、一定要件を満たすことが確認できたときは、大きさ等の基準を緩和します。
- (2) 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- (3) 屋外広告物の点検を義務化するとともに、屋外広告物の補修・管理を実行する「維持管理主任者」の設置を義務化します。
- (4) 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

## 3 改正の主な内容

- (1) 活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事・催物等で掲出する屋外広告物の協議制度の新設  
 広告物活用地区※<sup>1</sup>として指定した区域内において、活力ある街並みの形成等に特に寄与するイベント等が開催される際に掲出期間又は時間が限られ掲出される屋外広告物については、市長と協議基準に基づく協議をし、その成立をもって許可があったものとみなします。また、広告物活用地区内の協議基準では、屋外広告物の大きさの基準等を緩和するとともに、禁止地域（高速道路の付近等）、禁止物件（橋りょう等）への掲出を可能とします。

※1 広告物活用地区とは、活力ある街並みを形成し、又はその維持を図るため、その区域において屋外広告物を積極的に活用する必要があると認められる地区として、条例に基づき市長が指定する地区をいいます。

この地区においては、屋外広告物の設置場所、位置、形状、規模、色彩等について、条例で定める一般的な基準に代わり、地区内独自の基準を定めることが可能となります。

## 【本市での活用実績】

期間を限定して広告物活用地区を指定し、イベント等に対応してきました。

- ・ラグビーワールドカップ 2019（令和元年）
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（令和 2～3 年）

## ○広告物活用地区の区域、協議基準案の概要

広告物活用地区の区域及び協議基準は、屋外広告物審議会に意見を聴いたうえで別に定めるとし、その内容は告示によって明示します。現時点で想定しているものを①から④にお示しします。

## ①広告物活用地区を指定する区域

- ・商業地域、近隣商業地域に限定

## ②まちの活性化に資する公益性のあるイベントであること

- ・行事等の主催者  
 国や地方公共団体、あるいはイベントの実施について国又は地方公共団体の推薦等を受けた団体 等
- ・対象となる行事等  
 地域の振興、観光の振興、文化芸術の振興等

## ③屋外広告物の掲出期間又は時間の制限

- ・期間が、原則 7 日以内（再掲出は実施日数の 5 倍の日数を空ける）、  
 又は 1 日あたりの表示時間が、原則 10 分以内

## ④良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないこと

- ・表示内容については、商業広告部分の割合を規制
- ・景観、周辺環境及び道路交通等の安全への配慮

## 〈イベント等における賑わい形成の事例〉



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】  
 実施年：平成 29 年（2 日間）  
 実施場所：インターコンチネンタルホテル  
 後援：文化観光局



【ピカチュウ大量発生チュウ!】  
 実施年：平成 29 年～令和元年（7 日間）  
 実施場所：コスモクロック 21  
 共催：文化観光局



【ラグビーワールドカップ 2019】  
 実施年：令和元年（開催期間中）  
 実施場所：桜木町駅前広場  
 主催：大会組織委員会

(2) 投影広告物に関する規定の新設

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する屋外広告物を「投影広告物」として定義に加え、広告物規制の対象とします。

〈投影広告物の規制内容〉

現制度の映像装置（デジタルサイネージなど）の基準と同等とします。

- ・市街化調整区域、低層・中高層住居専用地域での掲出不可
- ・自動車交通量が多い交差点付近での掲出不可
- ・表示面積は壁面全体の3/40以下  
(通常の看板の表示可能面積(3/10)の1/4以下) 等

下線部分は施行規則で制定することを予定

(3) 屋外広告物の点検義務及び維持管理主任者の設置義務の新設

継続的に屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物への安全管理責任をより明確にするため、屋外広告物の点検を義務化するとともに、屋外広告物の管理者とは別に、「維持管理主任者」の設置を義務化します。



【看板の取付部が経年劣化し、強風により取付部が外れて傾いている状況】



【看板の中が錆びてもろくなっている状況】

<p>点検の義務化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に掲出する全ての屋外広告物に対し点検を義務化</li> <li>・対象の屋外広告物が、<u>屋上看板やアーチ看板のほか、高さが4メートルを超える袖看板、広告塔などの場合は</u>、屋外広告物の構造や電気配線等の専門的知識を有する有資格者<sup>※2</sup>による点検を義務化</li> </ul>
<p>維持管理主任者設置の義務化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の屋外広告物が、<u>屋上看板やアーチ看板のほか、高さが4メートルを超える袖看板、広告塔などの場合は</u>、屋外広告物の管理者とは別に、関係法令や安全性に関する知識を有する「維持管理主任者<sup>※3</sup>」の設置を義務化</li> </ul>

※2 「屋外広告士」「建築士(一・二級)」「屋外広告物点検技能講習修了者」

※3 「屋外広告士」「屋外広告物の設置に関する講習会修了者」「広告美術科の職業訓練修了者等」

下線部分は施行規則で制定することを予定

(4) 違法な屋外広告物の掲出者に対する公表制度の新設

違法な屋外広告物の自主的な撤去を促すため、撤去命令等を受けた者が命令に従わない場合は、掲出者名等を公表する制度を新設します。

4 スケジュール

令和3年9月	第3回市会定例会に条例改正案を提出
10月	条例の公布
11月	屋外広告物審議会において施行規則改正案・協議基準案・広告物活用地区の指定範囲案の審議
令和4年1月	施行規則改正案等の意見公募手続
3月	施行規則の公布、協議基準及び広告物活用地区の指定の告示
4月1日	条例・施行規則・協議基準の施行及び広告物活用地区の指定